

居宅介護支援事業 重要事項説明書

一般社団法人 幸樹会
一般社団法人幸樹会あんず居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 事業の目的

一般社団法人幸樹会が開設する一般社団法人幸樹会あんず居宅介護支援事業所(以下「事業所」といいます)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」といいます)は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者(以下「介護支援専門員等」といいます)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

運営の方針は、次に掲げるところによるものとします。

- (1) 事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

3. 居宅介護支援事業所の概要

- (1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	一般社団法人幸樹会 あんず居宅介護支援事業所
所在地	千葉県松戸市河原塚 411-1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (松戸市 第 1271207456 号)
サービスを提供する 実施地域※	千葉県松戸市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

- (2) 事業所の職員体制

- ① 管理者 1 名 (介護支援専門員と兼務、主任介護支援専門員)

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとします。

- ② 介護支援専門員 2 名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたります。

- (3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

4. 営業日及び営業時間、相談窓口

営業時間 : 月 ~ 土曜日 午前9時から午後6時まで (日曜・祝日・12月30日~1月3日は休業)

※緊急時などのご相談は営業時間外でも転送電話対応にて受付致します。

電 話 : 047-701-5558

担 当 : 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 岩橋 多恵子

ご不明な点は、何でもおたずねください。

5. 居宅介護支援の内容

重要事項説明書 別紙1「居宅介護支援の内容及びサービス提供の標準的な流れ」参照

居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

6. 利用料金

重要事項説明書 別紙2「利用料金」参照

7. ケアマネジメントの公正中立性の確保

- (1) 利用者は介護支援専門員に対して居宅サービス計画に位置付ける介護サービス事業所等について複数の事業所の紹介や、その選定理由について説明を求めることができます。
- (2) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下の情報を公表します。

別添 別紙3 参照

- ① 当該事業所における、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ② 当該事業所における、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

8. 秘密の保持

従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとします。

9. 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重がなされるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の定期的な開催
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の定期的な実施
- (4) 専任担当者の配置

11. 業務継続に向けた取り組み

感染症や非常災害発生時においても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を定期的実施します。

また定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の定期的な開催
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症の発生及びまん延防止のための定期的な研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

13. 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き。身体的拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. 雇用の分野における男女の均等の機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法などにおけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組んでいます。

15. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情の窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

当事業所の相談窓口	窓口責任者	岩橋 多恵子
	ご利用時間	9：00 ～ 18：00
	ご利用方法	TEL 047-701-5558
		面接（当事業所相談室）

- (2) その他の窓口

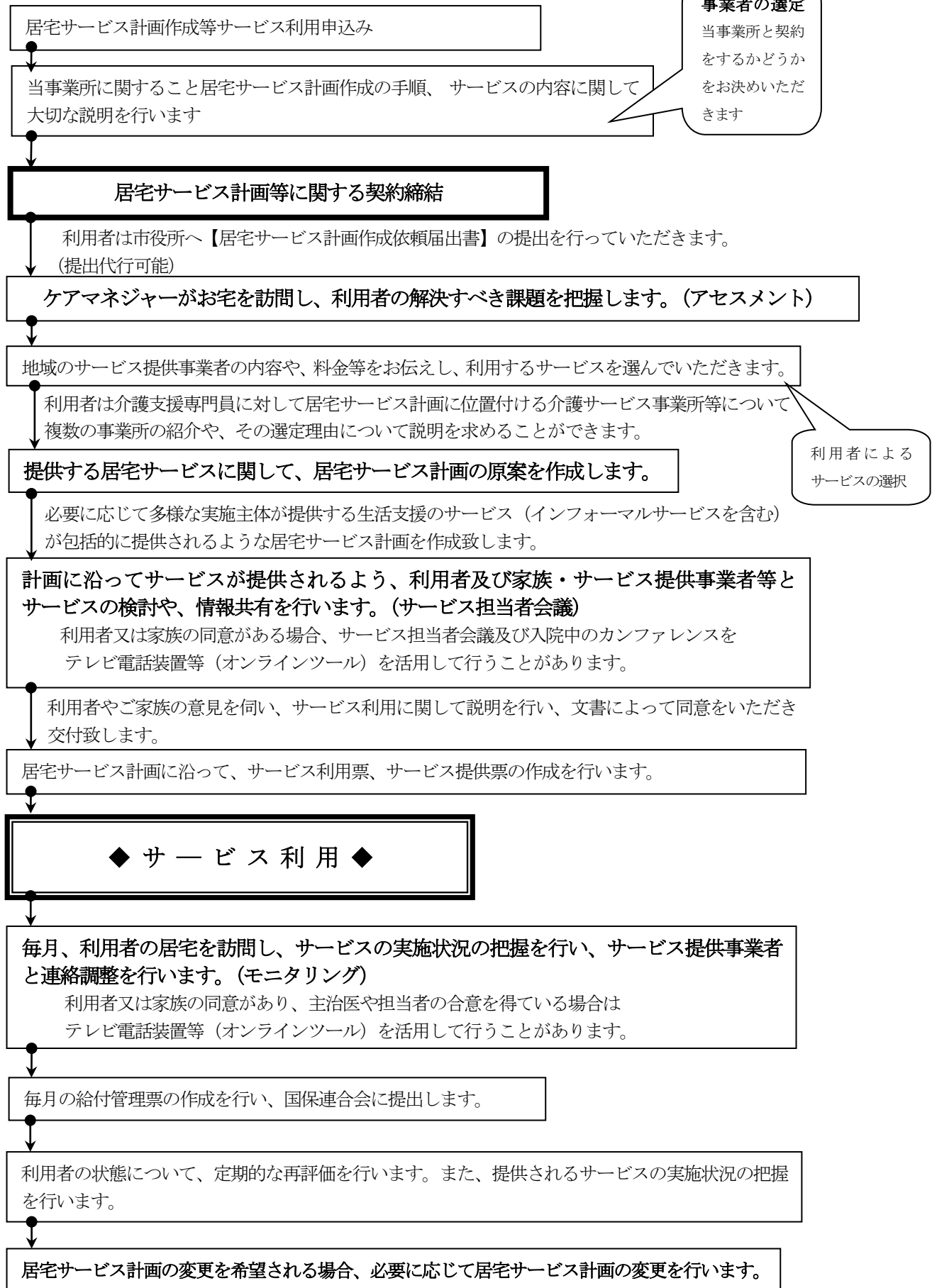
当事業所以外に市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

松戸市 介護保険課 給付班	TEL 047-366-7067
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	TEL 043-254-7428

16. 当法人の概要

法人種別・名称	一般社団法人 幸樹会
設立	平成26年2月
所在地	〒270-2254 千葉県松戸市日暮七丁目344番地
電話	047-701-7550
代表者名	代表理事 佐塚 みさ子

居宅介護支援の内容及びサービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 〒270-2253 千葉県松戸市日暮七丁目 344 番地
名称 一般社団法人 幸樹会
代表理事 佐塚 みさ子 印

事業所 所在地 〒270-2254 千葉県松戸市河原塚 411-1
名 称 一般社団法人 幸樹会
あんず居宅介護支援事業所
管理者 岩橋 多恵子
説明者 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名

利用料金

要介護認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口へ提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援利用料 (地域区分 1 単位 : 10.70 円)

***居宅介護支援費 (I)**

(居宅介護支援 (II) を算定していない事業所)

(i) 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2	<u>11,620 円</u>	要介護 3・4・5	<u>15,097 円</u>
---------	-----------------	-----------	-----------------

(ii) 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2	<u>5,820 円</u>	要介護 3・4・5	<u>7,532 円</u>
---------	----------------	-----------	----------------

(iii) 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数 60 件以上の場合

要介護 1・2	<u>3,488 円</u>	要介護 3・4・5	<u>4,515 円</u>
---------	----------------	-----------	----------------

***居宅介護支援費 (II)**

(指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所)

(i) 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数 50 件未満の場合

要介護 1・2	<u>11,620 円</u>	要介護 3・4・5	<u>15,097 円</u>
---------	-----------------	-----------	-----------------

(ii) 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数 50 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2	<u>5,638 円</u>	要介護 3・4・5	<u>7,308 円</u>
---------	----------------	-----------	----------------

(iii) 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数 60 件以上の場合

要介護 1・2	<u>3,381 円</u>	要介護 3・4・5	<u>4,387 円</u>
---------	----------------	-----------	----------------

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討など必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

(2) 加算

*初回加算 1 月につき 3,210 円

*入院時情報連携加算 I 1 月につき 2,675 円

入院時情報連携加算 II 1 月につき 2,140 円

*退院退所加算 I 1 1 回につき 4,815 円

退院退所加算 I 2 1 回につき 6,420 円

退院退所加算 II 1 1 回につき 6,420 円

退院退所加算 II 2 1 回につき 8,025 円

退院退所加算 III 1 回につき 9,630 円

*ターミナルケアマネジメント加算 1 月につき 4,280 円

*緊急時等居宅カンファレンス加算 2,140 円 (月 2 回限度)

*通院時情報連携加算 1 月につき 535 円

*特定事業所加算Ⅰ	<u>1月につき 5,553 円</u>
特定事業所加算Ⅱ	<u>1月につき 4,504 円</u>
特定事業所加算Ⅲ	<u>1月につき 3,456 円</u>
特定事業所加算A	<u>1月につき 1,219 円</u>
特定事業所医療介護連携加算	<u>1月につき 1,337 円</u>

(3) 減算

*運営基準減算 所定単位数の50/100に相当する単位数
 運営基準減算が2か月以上継続している場合は所定単位数を算定しません。

*特定事業所集中減算 1月につき -2,140 円

*業務継続計画未策定減算 所定単位数の1/100に相当する単位数
 (令和7年4月1日より適用)

*高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100に相当する単位数

(4) その他

*交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、自動車を使用した場合、通常の事業の実施地域を越えてから、おおむね片道1kmごとに20円を徴収させていただきます。

*解約料

解約料は一切かかりません。